

令和5年度 八千代市地域包括支援センター運営協議会 会議録

1 開催日時 令和6年2月8日(木)午後1時30分から3時45分

2 開催場所 八千代市役所 旧館4階 第1委員会室

3 議題

報告事項

- (1) 福祉総合相談課の体制について
- (2) 大和田及び八千代台地域包括支援センター受託法人変更後の状況について
- (3) 地域包括支援センターに係る介護保険制度改正について

協議事項

- (1) 介護予防支援一部業務委託追加承認について
- (2) 令和6年度八千代市地域包括支援センター運営方針について
- (3) 令和5年度地域包括支援センター運営評価について

4 出席者名簿

<委員> 計8名(敬称略)

板垣会長, 笠間委員, 佐藤委員, 中山委員, 山藤委員, 網干委員, 中村委員, 小川委員

<地域包括支援センター>計7名

勝田台 松田センター長, 阿蘇・睦 小林センター長, 村上 山田センター長,
八千代台 助川センター長, 大門社会福祉士, 高津・緑が丘 関根センター長,
大和田 安達センター長

<事務局>

糟谷部長, 伊藤次長(健康福祉部)

春田課長, 石橋主査, 関口主査, 品川主査補, 笠谷主任主事, 溝口主任保健師

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴者数 0名(定員5名)

7 会議内容 以下のとおり

令和5年度 八千代市地域包括支援センター運営協議会 会議内容

事務局溝口) それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年度八千代市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めます福祉総合相談課溝口と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の協議会開催に当たり、中澤委員、渡部委員におかれましては、欠席との御連絡を頂いております。また、佐藤委員におかれましては、会議後に別の予定がありまして、14時45分ぐらいに途中退席することですので、御報告いたします。

本協議会は八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条の規定により、会議を公開するとともに、会議録作成のため会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめ御了承ください。なお、録音機器とマイクを接続しておりますので、発言の際はマイクのボタンを押してマイクの頭が点灯してからの発言をお願いいたします。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付いたしました資料の確認です。

①次第、②福祉総合相談課の体制について、③大和田及び八千代台地域包括支援センター受託法人変更後の状況について、④改正介護保険法の施行等について（厚生労働省社会保障審議会介護保険部会資料抜粋）、⑤令和5年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント一部業務委託新規契約事業所一覧、⑥令和6年度八千代市地域包括支援センター運営方針新旧対照表、⑦地域包括支援センター業務実績と運営状況評価、お持ちいただいておりますでしょうか。

続いて、机に置かせていただきました資料として、①八千代市地域包括支援センター運営協議会委員名簿、②席次表、③令和6年度八千代市地域包括支援センター運営方針

(案)、④令和6年度八千代市地域包括支援センター運営方針新旧対照表4・5ページの差し替え、以上です。事務局に予備がございますので、不足している場合はおっしゃってください。配布漏れがないか、ご確認ください。

では、進めさせていただきます。

本協議の開催に当たりまして、まず健康福祉部部長の糟谷より御挨拶申し上げます。

糟谷) 皆さんこんにちは。健康福祉部長の糟谷でございます。

本日は御多忙のところ、令和5年度八千代市地域包括支援センター運営協議会に、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の保健福祉行政に対しまして御理解と御協力を賜り、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さて、令和5年度は3か年を周期といたします第9次老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画で構成されております八千代市高齢者保健福祉計画の最終年度にあたり、来月末には次期計画を策定するものとしてございます。本市といたしましては、今後ますます進展する高齢者人口の増加等、就業年齢人口が減少する社会を見据え、高齢者の方々が社

会の中で役割を持ちながら、社会を支える担い手として御活躍していただくことで、自立支援重度化防止を推進してまいりたいと考えております。このような中、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、これまで、医療や介護、日常生活支援、権利擁護など、高齢者を取り巻く幅広い視点に立ち、関係機関との連携を深めながら、包括的な支援をしてきていただいておりますが、より増大する複雑化、複合化する事例に対応するために、センターの機能強化がますます重要になってまいります。

本日の協議会におきましては、受託法人が変更となりました大和田地域包括支援センター、及び八千代台地域包括支援センターの現状報告や、各センターからの運営評価などを踏まえ、本市における地域包括支援センターの適切な運営体制の確保や、機能強化を図ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様からも忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局溝口) 新たに委員をお引受け頂きました方の御紹介をさせていただきます。

八千代市民生委員児童委員協議会連合会川島委員の後任として委員をお引受け頂きました中山幸江委員です。一言御挨拶よろしく申し上げます。

中山) よろしく申し上げます。

事務局溝口) ありがとうございます。続きまして、事務局職員を紹介いたします。

改めまして、健康福祉部長の糟谷です。健康福祉部次長の伊藤です。福祉総合相談課長春田です。石橋、関口、品川、笠谷です。

続きまして、地域包括支援センターの職員の紹介をさせていただきます。

松田) 勝田台地域包括支援センター松田です。

小林) 阿蘇・睦地域包括支援センターの小林です。

山田) 村上地域包括支援センターの山田です。

助川) 八千代台地域包括支援センターの助川、大門です。

関根) 高津・緑が丘地域包括支援センターの関根です。

安達) 大和田地域包括支援センターの安達です。

事務局溝口) ここで議題に入らせていただく前に、健康福祉部の糟谷と伊藤につきましては、公務の都合により退席させていただきますので、御了承願います。それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。板垣会長、議事の進行をお願いいたします。

板垣) 改めまして皆さんこんにちは。今日はお忙しい中お越し頂きまして、ありがとうございます。それでは早速議事に入ります。本日出席の委員さんは8名でございます。定足数に達しておりますので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。それでは次第に沿って進めてまいります。**報告事項1、福祉総合相談課の体制について**、事務局より説明をお願いいたします。

事務局品川) 福祉総合相談課の品川です。よろしくお願いいたします。福祉総合相談課の

体制について、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料のスライド2をご覧ください。福祉総合相談課は、もともと健康福祉課内に設置されていた福祉の総合相談窓口であった福祉総合相談室と、長寿支援課内に設置されていた直営の地域包括支援センターの業務が主に統合されて、昨年の4月に設置されております。職員体制ですけれども、課長を含め、正職員が12名、会計年度職員3名の計15名で構成されております。

そのうち、職員の専門職は正職の専門職が、社会福祉士が5名、保健師が3名配置されており、全員が経験年数、10年以上の中堅職員で構成されています。この課の設置の目的としましては、包括的な相談窓口、包括的な支援体制の整備、権利擁護体制の整備、地域福祉の推進、の四つを進めていくことであり、これまで福祉総合相談室が主に行っていた業務を担う福祉総合相談班と、地域包括支援センターが行っていた業務を担う地域包括ケア推進班の2班体制となっております。

福祉総合相談班、地域包括ケア推進班の主な業務は記載のとおりです。福祉総合相談班の業務は、一つ目、生活困窮者支援ですけれども、仕事を失ってしまったり、病気になってしまったりして、生活基盤が不安定な状況になった方たちに対する相談対応や支援を行うものです。生活保護になる前に、そういった方たちに支援を行うという形になります。次が、成年後見制度の市長申立てなんですけれども、こちらは認知症等により判断能力が低下しているものの、親族等による申立てが難しい場合であったりとか、あと虐待事案、こういったときに、市がかかわって申立てを行って成年後見制度を利用できるように進めていくものになります。

次の老人措置及び包括の後方支援は、これまで長寿支援課の生きがいサービス班と、直営の包括が行っていた業務になります。DV相談や他機関調整は、福祉の総合相談という枠組みの中で、高齢者、障害者、子供といった各分野だけでは対応が難しい相談支援を行っています。地域包括支援センターに対しては、福祉総合相談班に、各センターを担当する職員を配置し、総合相談や権利擁護など、実務の面での後方支援を行っています。市直営で大和田地域包括支援センターを運営しながら、センターの後方支援を行っていたときと比較し手厚い支援ができるようになっております。

次に、地域包括ケア推進班の業務ですが、まずセンターに関することとして、運営方針の立案や各センターとの意見交換、職員配置や業務の見直しなど、運営面での後方支援はこちらの班で行っております。

こちらに書いてある介護予防など、上から三つまでの業務につきましては、これまでの直営包括の業務と一緒にあるので、説明は省略します。下の三つの業務について、説明させていただきます。スライド4をご覧ください。この課が設置された大きな目的の一つである、重層的支援体制整備事業について簡単に説明させていただきます。これは国が進めている地域共生社会の実現に向けた取組に当たって、国が令和3年4月に創設した新たな事業になります。

福祉は大まかに言うと高齢、障害、子供、生活困窮といった分野にまたがっており、ま

た、その間に狭間の方たちもいらっしやったりします。これまではそれぞれの分野ごとに
対応してきましたけれども、近年は8050やダブルケアなど分野を横断した課題を抱える
世帯が多くなってきております。これらの分野の垣根を低くして、相互に連携を図ってい
く。分野ごとに特定されていた事業の中で、ほかの分野でも利用できるものはしていくと
いった考え方になります。この事業は、分野を超えて相談できる体制、参加できる活動、
利用できる場所、この三つを一体的に整備していくことを目的としています。これらは、
新たに何かをつくり出すというよりも、これまでの既存の体制や活動、そういったものを
うまく使っていくという形になります。八千代市ではこれらの体制ができていたわけでは
ありませんので、これらを精査し、令和7年度から実施できるように今準備をしている段
階になります。

次のスライドで、少し具体的に重層的支援体制整備の三つの事業について御説明させてい
ただきます。相談支援ですが、皆様のほうでイメージしやすいところでいいますと、地域
包括支援センターは高齢者の相談窓口と、なっておりますけれども、その相談を受ける中
で、障害者の家族のことであったり、生活に困っているとといったことが出てきた場合に、
各窓口を案内する形ではなく、まずは一度そこで相談を受け止めていただくということが
イメージとされるものです。ただし、ほかの分野の専門的な対応は恐らく難しい部分もあ
ることから、そういったときの相談先として、福祉総合相談課を案内していただく形にな
ります。この事業が始まった場合には、世帯課題の支援をするために、世帯まるっとし
た、計画書、支援プランを作成して支援に当たっていく形になります。

次に、参加支援ですけれども、こちらは、ひきこもりの方であったり、独居高齢者とい
った方々が社会との結びつきが、とぎれがちになってしまった方に対して、また社会とつな
がりを持てるようにしていくものになります。

最後の地域づくりに向けた支援ですけれども、今も基本的には、居場所や活動場所とい
ったものもあるんですけれども、分野ごとに分かれているものもございます。そういったと
ころを横断できるものは横断して利用していくというものだとイメージしていただければ
と思います。

次のスライド6ですが、今御説明させていただいた中で、相談体制というところをピック
アップして行きますと、この図のような体制になります。福祉総合相談課といいまして
も、全ての福祉に関する相談をワンストップで受けるものではなく、基本となる相談窓口
は分野ごとになります。例を挙げますと介護保険を利用したいとか、生活保護を申請した
い、そういった目的が明確に分かっている場合には、分野ごとの窓口が既にありますの
で、そちらにつなげる形になります。

一方で、高齢者の自宅に訪問したら、ひきこもりの方がいたり、精神疾患が疑われる家族
の方がいらっしやったといった場合、また、問題がいっぱいあってどこに相談したら良い
か分からないんだけどといった場合に、福祉総合相談課が支援のコーディネートをしてい
くイメージになります。これが簡単な重層的支援体制整備事業の説明になります。

次のページのスライド7ですが、虐待等対応窓口及び権利擁護体制についての表になります。在宅の高齢者虐待の窓口については、これまでと同様各地域包括支援センターになります。

私たちの課は包括のほうで受けた相談についての虐待認定や後方支援を行います。また、権利擁護全体の仕組みも仕組みづくりも考えていく部署となっております。この課が設置されたことによって、特に高齢者分野においては、各包括で対応が難しいケースに対してかなり連携がとりやすくなってきたと思っております。

次、最後のスライドになりますけれども、地域福祉の推進で、国は、地域包括ケアシステムという考え方を、高齢分野だけではなく、地域共生社会の実現に向けた仕組みを持っていこうと考えております。そういった中で、どのように地域福祉を進めていくのかを示しているのが、この八千代市地域福祉計画というものになります。これは、福祉分野ごとに策定されている計画の上位計画に当たるもので、高齢分野の八千代市高齢者保健福祉計画の上位に当たるものになっております。分野横断した課題や問題などに対して、みんなどのようにしていくかというものを示しており、社会福祉協議会とも連携しながら策定しております。これらの業務以外にもありますが、今日は余り時間がありませんので、以上になります。

板垣) はい、ありがとうございます。ただいま事務局から報告がございましたが、御意見御質問等ございましたら、よろしいですか。

笠間) 重層的支援体制整備の中で、地域包括が今後どう絡むのか、そのイメージがよくわかりません。実は私、八千代・習志野・鎌ヶ谷地区の障害者家族会に入っていますが、お子さんはじめ障害をお持ちのご家族の世話をしながら、親御さんが御高齢化してる中で相当苦労されている実態を聞かされています。高齢者と違い障害者の相談支援体制が十分にできてるわけじゃない中で、かなり苦労されてる。

民間委託の障害者向け相談センターも三つの市で一つしかないという実態の中で、地域包括センターがどんな役割を果たせるのかイメージが湧かないんですね。

これから1年かけて支援体制をつくるんでしょうけども、かなり重たいし、ハードルは高いと思っています。その辺をどういうふうにご検討されているのかお聞かせください。

事務局品川) 障害分野の相談窓口としては、障害者支援課の中に、基幹相談支援センターというものが直営で実際にやっております。一応分野毎の窓口という意味ではそろってはいるんですね。今おっしゃっていただいたように、まさにちょっと分野が重なったり、そういった部分があったりしたときのどうしてもどっちがやるのっていうところがなかなか押し付け合いという言い方は悪いんですけど、支援の人たちって多分高齢の場合は高齢の方の視点で支援に当たって、障害の方だったら障害の方の視点っていうふうになりますのでそこら辺の調整っていうところを福祉総合相談課が入りながら進めていきたいと考えているものがこの重層的支援体制というものになります。実際におっしゃられるように、やはり難しさはあるといたしますが、他市の中でも、始まったばかりですので試行錯誤しな

がらやっているの、私たちも、十分に承知しながら進めていきたいと考えております。

小川) 今のお話に関係するのですが、障害者支援課が医療的ケア児の協議会やってると思うんですね。そこで、私の知識不足で、地域ケア会議に小児が議題に上がらないって話をしたら、法律上、地域ケア会議は高齢者のためのものですっていうお話だったんですね。でも、今のお話聞くと、もう高齢者に限らずに、子供の範疇にまで、抱えるような話になってるけれども、その地域ケア会議の在り方、小児も含めて変わるのかどうか一つ伺いたい。もう一つ、障害者全般だと思うんですけど、特に子供たちは、要するに災害が起きたときに、電源がなければ命に関わる、これは子供に限らず、そういう方がいいらしいんじゃないかと思うんですけども、防災会議に障害者支援課の方たち参加していないの私知ってたので、その辺のところも改善が必要じゃないかっていう話をしている。新しく新設された福祉総合相談課でも防災に対して、どういうふうに関与していくのかっていうのが、ちょっと聞いてみたいなというふうに思っております。

事務局品川) まず一つ目の医療的ケア児の課題、ケース検討ということに関しましては、医ケア児ということでの検討であれば恐らく関係者の中で集まって検討していくっていうところが一つあると思うんですね。

そこに対して、もっとほかの課題、貧困であったり、親御さんの課題であったり、まざってくることもあるかと思えます。そのような場合には、重層的支援体制整備事業をはじめると重層的支援会議というのをやることになります。会議体を別につくることになっていきますので、複合的な課題を抱えている方に関しては、会議をきちんと活用させていただいたり、先ほどもお伝えさせていただいたようにケアプランは高齢者のためのプランであって、お子さんの場合子どもに対しての支援であったり、障害の方もプランがありますので、世帯の支援プランをつくっていくということをイメージしていただければと思います。役割が重複するところについては各課とも今後調整していきたいと考えております。

2点目の防災に関することですが、先ほど少しお伝えした地域福祉計画でも、高齢者だけでなく障害者などいろんな分野を横断したところで、防災ってかなり関心は高い状況です。実際に共通している課題という部分に関しては庁内でも本当は調整していかなければいけないところなんですけれども、現状として今おっしゃられたように、その部署間の連携ってところがちょっとできていないところがありますので、そういったところも今後はしっかりやっていき、今の御意見も聞かせて頂きましたので、進めていきたいと考えております。

小川) 防災会議が年2回くらいやられてるんですけども、はっきり言ってそこに直接、出席していただいて、障害者の立場に立って、防災上をどういうことを行ってほしいとかそういう希望がたくさん出てるってことを訴えないと、防災会議で全然取上げられていないので、やはりそれは、防災はほかの部署のところととっても、こちら側の声が入らないとまずいと思うのでそこら辺は検討してほしいなというふうに思いますから、これは薬局が算定基準のこともあり、あまり強く言うのも良くないですが、地域ケア会議は、包

括のエリア単位で行って、要するに回数も多く行っていただくと我々としては参加する機会が多くなる。市が中心に実施している地域ケア会議だと、年に6回になりましたけれども、要するに、6件の薬局しか実際には参加できない状況ということになるので、やはりその地域ごとの特性もあると思いますから、薬局も、例えばここでいうと、阿蘇の担当エリアには薬局確か2軒ぐらいしかないと思うんですよ。けれど、実際に在宅となったら、勝田台の薬局からもたくさん行っていきますし、その辺のところも調整しないとイケないというふうにする。実際に我々在宅に関係してるので、どうしても在宅目線でお話ししますが、やはり、地域ケア会議の中で得られることが多いので、包括包括センターが主体ということで進めていただくと非常にやりやすいのかなというふうにするので、ぜひ検討していただきたいです。

事務局(石橋) 地域ケア会議につきましては、自立支援重度化防止の観点から行う地域ケア会議になりますが、市全体でおこなうものは年6回開催しております。そのほかに圏域ごとに、自立支援重度化防止を観点にした地域ケア会議も、今年度から開催するようにしております。開催の時期や頻度は各包括のほうに任せているんですけども、圏域ごとに開催して、圏域ごとに連携を深めながら考えていきたいと思っています。

小川) 薬剤師会の中の、在宅の関係のほうからあんまり、方向もちょっとまだ上がってないんであれですけど、私の知ってる限りだと、勝田台は実際にやられたんですよ。でもほかの地域でそういう話まだ聞いてないので、ぜひ、もう年度が近いですけども、どんどん我々としてはその地域で一応体制としてリーダーを決めて、どんどん積極的に入るようには準備をしておりますので、お願いしたいというふうにする。

板垣) そのほか、どうぞ。

佐藤) すいません今日は中座をすることになりますので、申し訳ないです。先に、おわびしておきます。私が退席した後会長のほうにお任せいたします。お聞きしたいのは先ほど重層的支援会議というものを、設けると。要するに、高齢者だけじゃなくて、8050世帯なんか念頭に置くと分かるのかと思うんですけど、たくさんその世帯に問題があって、そんな中で世帯プランをつくっていく、現実に今そういう会議が開かれているのか。また、世帯プランは誰が結局作成するのかということ。

あと、要は分野をまたぐということだと、個人情報の問題ですよ。課が違うとか絶対出しませんか、包括支援センターで持っている情報自体は市にはあるけれども、横の地域包括支援センターと連携がとれるのかとか、そういった問題が出てくるのかなと思います。今後こういった取組をぜひ推進してやっていただきたいと思うんですけど、やはりいろんな足かせがはかせられて、結局の計画が、うまくいかないということがないようにするためには、現実の重層的支援会議でもやっているのか。どの程度充足したらその会議が開かれるのか。

地域ケア会議も資料を作成するだけでも相当包括支援センターの方々に御負担がいつてるようにお聞きしておりますので、重層的となると、いろんな人が、入ってということにな

と思います。ただやはり困難を抱えてる人は、私の肌感覚で恐縮なんですけど、本当に、幾つも幾つも困難を抱えてる、すばっと一つで割り切れない。おうちの問題であったり経済的な問題であったり御家族の問題であったりというようなことがありますので、これを本当に念頭に置かれるのであれば、やはり相当な、市の中での調整をうまくやられないといけない。ちょっと長くなったんですけど、いずれにしろ、今やってるのかやっていないのか。あと個人情報をこの後どういうふうに調整していくかというところについてだけお答えをお願いしたいと思います。

事務局関口) 今、重層的支援会議という名前ではないんですけども、実際地域包括支援センターですとか私たちの福祉総合相談課ですとか、あと障害者支援課ですとか他いろんな機関が入って、支援のための会議を行うことはございます。ですので、そういった体制は既にあると思っていただいても結構なんですけども、重層的支援体制整備事業の中でそういう名前がついたというところがございます。

個人情報に関しましては、実はですねこの重層的支援体制整備事業にできた一つの大きいポイントとしましては、個人情報が基本的な同意をとって、プランを作成するんですけども、同意をとらなくても、守秘義務を課せられた人たちの中で、個人情報の壁を垣根を越えて会議ができるという法体制なりまして、支援会議という名前なんですけども、そういった法整備もされたので、実際には、今までよりも円滑には支援できるかなと思います。その重層的な支援のプランに関しましては、福祉総合相談課のほうで多機関協働事業というのを実施する予定ですので、そちらのほうで、作成していくような形になろうかと思えます。以上です。

板垣) よろしいですか。ありがとうございます。そのほか、御意見等ございますか。特になければ、今、大変貴重な御意見頂いたと思いますので、それを踏まえながら進めていただければと思います。

それでは、**報告事項 2、大和田及び八千代台地域包括支援センター受託法人変更後の状況**について、事務局からお願いいたします。

事務局石橋) 資料の報告事項 2 大和田及び八千代台地域包括支援センター受託法人変更後の状況についてという資料を御覧ください。

大和田包括は5か月の準備期間を経て令和5年2月に、八千代台包括は2か月半の準備期間を経て、令和5年4月に開所いたしました。引継ぎの状況としましては、大和田はセンターの従事経験者が1人しかいなかったということで、開所1か月は市の職員が常駐し一緒に業務を行いました。その後の1か月間は必要時出向いて支援を行いました。

八千代台包括は、2月に旧法人と新法人で話し合いの場を設けさせていただきまして、法人間で直接引継ぎを行うということでしたので、市は直接の介入はせずに引継ぎを行ってもらい、市は、4月と5月、1月に出向いて、運営状況の確認と支援を行いました。

そこから見えてきた課題になりますが、八千代台は旧法人では、総合相談支援と要支援の方のケアプラン作成業務である介護予防支援、の進行管理が適切にされておらず、支援中

のケースの引継ぎが不十分ということがありました。虐待事例など、開所後、早急に対応が必要なケースの引継ぎにとどまったため、それ以外のケースでケースから連絡があって対応するなど支援が後手になった事例がありました。大和田は開所前に市の職員が業務の説明を行う時間を設けて、開所後も伴走支援をしましたので包括職員全員が共通理解共通認識のもと、業務に当たることができました。

反省点となりますが、まず、総合相談支援と介護予防支援において支援中のケース、それぞれ台帳を作成して進行管理を行うこと。市は包括に直接出向いてそれらの運営状況の確認と支援を行うことが必要というところです。

運営方針では、第7条の7項に、継続的に支援が必要なケースについては主担当者を定めるとともに、管理台帳及び相談記録を整備すること。相談記録には、相談対応した日時、対応者、対応内容を記入すること。また管理台帳は月1回継続の要否及び更新を行うことと記載をしておりますが、八千代台包括でも、二つの台帳はあったのですがその更新がきちんとできていなかったというのが、問題でした。

次に2点目、法人が変更した際の引継ぎに関して、具体的な引継ぎの方法を委託契約書の中に明記することが反省です。こちらは次年度の契約の中に明記することで調整をしております。

3点目に市職員によるセンター職員向けの研修を実施して、センター業務に関して職員全員が共通理解共通認識できる場を設定すること。こちらについては遅くなってしまったんですが3月の半ばに研修を予定しております。報告は以上です。

板垣) ただいま事務局から説明がございましたが、御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

笠間) そもそも市の仕事を委託するに当たって、業務引継ぎマニュアルとか市が整備して業者に徹底を図り、それを市がウォッチして万全を期するのが好ましいと思うんですけども、引継ぎマニュアルはあるのでしょうか。

事務局石橋) 引継ぎに関してなんですけれども、特にマニュアルというのは設けてはいないです。運営方針をもとに運営を行っていただくというところで、こういった内容をこういうふうに引継ぎしなさいということは、契約の中に明記は今まではしてなかったです。

笠間) この資料だと法人としての引継ぎの課題もありますが、市の後方支援も十分ではなかったのかと思います。今後、委託業者の見直しや変更が予想される中で、市としても支援体制をしっかりと整えていただきたい。

事務局石橋) 4月からの新しい法人の現場の職員の方に大変な思いをさせてしまったことは申し訳なかったと思っております。実際引継ぎに関しての協議を双方の法人の方たちとも行ったということもありましたので、引継ぎに関してスムーズに行われるものだと考えていたというのが現状で、来年度以降の、法人が変わる際の反省として生かしたいと思っております。

板垣) よろしいですか。そのほか、ほかの委員さんございますでしょうか。はい、どう

ぞ。

佐藤) 報告事例の2は、公表される文書なのですか。

事務局石橋) はい。公開会議ですので、資料と会議録は公開となります。

佐藤) さきほど、笠間委員からもありましたが、この資料ですと、今の八千代市の法人が適切に運営してないようにも読めると思います。旧法人のほうが、相談支援及び介護予防支援の進行管理を十分に徹底されていなかったということですよね。大変な中で引継ぎをされた新しい事業者なのか、どちらか分からないという内容なので、誤解を招くような文書にならないように注意が必要かと。

板垣) 今、佐藤委員から御指摘がありました。事務局はどうでしょうか。

事務局石橋) 本日皆様に配布した資料2は、ホームページに公開する際には、修正したものにしたと思います。会議録を送る際に新たな資料を送りますのでよろしくお願ひします。

板垣) それでは**報告事項3、地域包括支援センターに関わる介護保険制度改正**について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局石橋) 資料のほうが、改正介護保険法の施行等について報告というものになりますが、こちらお配りさせていただいた資料が、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の資料より抜粋しまして、地域包括支援センターに大きく関係する内容のみ、お配りしております。センターの体制整備に関して、大きく変わる点が2点あります。

1点目、要支援の方に行う介護予防支援プラン作成の業務に関して、居宅介護支援事業所も市の指定を受けて実施できることとなります。資料はスライド7。これまで要支援者のケアプラン作成業務は、地域包括支援センターが市の指定を受けて業務を行い、一部業務委託先については本協議会で御意見を頂き、ケアマネ事業所に委託をしておりますが、今後は、事業所も直接市の指定をとって業務を行うことができるようになります。こちらについては、センターは一定の関与ということでその具体的な内容については今後国のほうから示されると思われ。こちらについては現在八千代市に限ったことではありませんが、ケアマネさんが不足していて要介護の方のケアマネさんを探すことにも苦労する状況がありますので、指定を取れるように変わったからといって積極的に要支援の方を受入れられる状況にはないと考えております。既に要支援認定があり、サービス利用を希望している方のケアマネ探しについてセンターの職員がかなりの時間を使っていることは重々承知しておりますがすぐに、これといって解決方法が見いだせないところで心苦しい状況が続いております。

次に2点目になりますが、センターが行う総合相談業務について一部業務委託ができることとなります。スライドの8。八千代市は委託型のセンターだけですのでパターン1に該当しますが、本協議会で御意見を頂くことで一部委託が可能となります。一部委託先となる事業所が、ケアマネ事業所や、医療法人社会福祉法人などとなっております。現時点ですぐに一部委託を進めるという予定はございませんが、今後、各センターなどと調整

を図りまして、一部委託を進めたい場合は本協議会で御提案させていただきます。

次に、介護保険法規則の改正ということで、資料の3枚目を御覧ください。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置についてというところになります。市の判断により複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することが可能となります。また主任ケアマネに準ずる者としての規定が示されました。

市の条例では既に主任ケアマネ準ずる者を規定しておりますが、条例制定した平成26年度においては、平成18年度に厚労省から示された通知によるケアマネジメントリーダー研修修了者というものを準ずる者として想定しておりました。しかし、当該研修は既に行われておらず実質的に準ずる者の配置はできない状況で経過しておりました。今回の改正ではより具体的な内容について、示されたわけですが、その内容として、主任ケアマネに準ずる者を、既にセンターに配置している主任ケアマネの指導のもと、今後、主任ケアマネになることを予定しているケアマネジャーと規定しております。この条件では主任ケアマネにかわるものとしては配置できないため、市としては準ずる者の配置を進めるのではなく、主任ケアマネ研修の受講要件を満たせるよう、市が積極的に推薦をすることで、主任ケアマネ資格を取得していただき、主任ケアマネとして配置を進めていきたいと考えております。報告は以上です。

板垣) ただいま、事務局から説明ございました。御意見等ございましたら。

笠間) 現場で大変なところをできるだけ委託先を拡大し対処しようとする国の考えはよく分かります。ただ、介護事業者個々にはそんなにケアマネとか充実しているわけじゃないので、本当にどれだけ受け皿として指定を受けてくれるのか、いささか疑問です。ただし、この機会に、センター業務を専門に受けるような新規参入を促進したり、あとは、センターの仕事はなかなか利益が出ないところなので、例えば社会福祉協議会とかシルバー人材センターのような半官半民、公益法人などに、受皿となってもらって体制を整えていく等この施策を活用できる余地はあるんじゃないかと思います。既存の業者さんに、追加でお願いするという事は正直難しいのではと思っています。網干さんどうですか。

網干) 受ける業者どのぐらいあるかなとちょっと疑問があります。今現在、受け入れるところは、包括支援センターからの委託で受けてますので、それは継続に何かその部分をやってるところが直接受けるって形のほうに切り替えるかっていうそのぐらいかなと思うんですよね。

新たに切り替える、直接指定になったから、やろうというところはかなり絞られてくるというか、あんまり期待できないのかなというのは実感としてある。

事務局石橋) 制度が改正されたからといってすぐに状況が改善するというふうにはもちろん私たちも考えてはおらず、ただ実際現場の職員の方たちが大変な時間を使って、職員だけではなく、介護サービスを使いたい利用者さんに対しても、時間がかかってしまっているという状況は重々承知しております。市としては、介護にならないための介護予防だったり、自立支援重度化防止というところにも力を注いで、両輪でいきたいなどは思ってい

るんですけれども、難しい状況です。

板垣) そのほか事務局ありますか何か。

事務局春田) 国も制度をつくるに当たって、地域包括支援センターさんの御意見というアンケート調査を実施しております。その中で、総合相談支援業務ですとか、指定介護予防支援、こちらの業務が結構な負担になってるっていうようなアンケート結果が出ておまして、それに基づいてこういった制度を国が考えてきているのかなと考えております。市としましてはやはり、こういった制度が出来上がりましたということで、居宅介護支援事業所さんに制度をPRして、指定を受けていただけたところがどれだけあるのかちょっと分かりませんが、そういった形で周知を行いながら、ケアマネさんがもっとたくさんできるような形で、PRしていければなというふうに考えております。

板垣) 分かりました。その他御意見ございますか。特にございませんか。なければ、只今の大変貴重な御意見頂いたと思いますし、現状を踏まえて、これから先、また事務局のほうで考えて進めていただければと思います。

続きまして**協議事項 1、介護予防支援一部業務委託追加承認**について事務局からお願いいたします。

事務局石橋) 資料が、令和5年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント一部業務委託、新規契約事業所一覧になります。こちらの追加承認について協議させていただければと思います。

今もお話ありましたけれども、要支援認定者のケアプラン作成業務である介護予防支援業務につきましてその業務の一部を、指定居宅介護支援事業所に委託をさせていただいてます。その委託先の適性について、地域包括支援センター運営協議会の場で審議することとされておりますが、これまでは法令違反などの特段の理由がない限り、次年度も本年度と同じ事業者へ委託をしております。これまで一度も不適切と判断されるような事業者がなかったこと、審議の円滑化を踏まえまして昨年度の本協議会の場において、年度内に新たに追加になった事業所のみ審議をさせていただくこととなりました。こちらの資料に記載しております6か所の事業所を一部業務委託の事業者として、追加で加えたいと考えております。市内3事業所ありますけれども、うち1か所は今年度新たに開所した事業所となります。いずれの事業所も委託業務を行う上での問題などは報告されておらず適正だと考えております。御意見のほどよろしく申し上げます。

板垣) ただいまこの新しい委託先に説明ございましたけど、いかがでしょうか御意見ございますか。

笠間) 後で各センター長の発表の中で出てくると思うんですけれども、ケアマネ探しで本当にセンターの皆さん苦勞しておられ、市内だけじゃ見つけられずにいろんな市の業者に声をかけて、新たに業務委託をしてケアマネを手配するという話がかかなり多いようです。そうすると、本当に新規の委託先がこれだけしかないのかなというのが素朴な疑問で、業者を厳選されてるかもしれないけど相当広い範囲でケアマネ探しをやっている中で、今までの事

業所以外に、この追加分だけで本当にすんでたのか、確認したいと思います。

事務局石橋) 昨年度の協議会後から新たに追加で一部委託を行った事業所を各センターから報告を頂きまして、結果がこちらの6か所になります。例えば6か所センターがありますので、例で申し上げますと勝田台包括は契約していたけれども大和田包括は契約してなくて、新たに今年度は大和田包括が契約したという場合もあると思うんですけれども、そういう事業所についてはここには記載しておりません。

笠間) 既に報告承認を頂いている事業所ですので、委託不可の事務所までは声かけしてないというか、そこはちゃんと検証をされてるという理解でよろしいんですね。

事務局石橋) はい。

板垣) そのほか御意見ございますか。これは、さきに承認されたところに、新たにこの6か所ということで、皆さんの御承認が必要ということになりますね。この6か所の事業所の新しい委託先ということで御承認頂ければ挙手をお願いいたします。(全員挙手) はい、全員でございます。事務局よろしくどうぞお願いをいたします。

佐藤) 毎回、法令違反がない限りというのがとても気になっていまして、法令違反ってよっぽどのことじゃないかなと思うんです。もちろんその、委託事業先なので、契約するのは各包括の方々と思うので、これはお願いですけれどもやはり法令違反はないけれども適切じゃない事業者と契約を打ち切るとかですね。実際、介護をしてくれる事業者がいなくて成立しないっていうところは当然かなとは思いますが、法令違反がなければそれでよしということではなくて、やはり専門家としてその辺はしっかり見極めて適切なサービスが提供できる事業者と、ぜひ契約をお願いしたなということでございます。

板垣) 確かにそのとおりです。続きまして**協議事項2、令和6年度八千代市地域包括支援センター運営方針**について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局品川) 資料としては、令和6年度八千代市地域包括支援センター運営方針案というものと新旧対照表、あと申し訳ないんですけども御手元に差し替えの4ページ5ページの新旧対照表もつけさせていただいておりますので、そちらのほうを御覧頂ければと思います。新旧対照表中心でお話させていただきます。

運営方針ですが、毎年度を見直すこととしております。令和6年度のに向けての改正点について提案させていただきます。

まず、第2条の第2項ですが、文言がうまく合っていなかったところがありましたので、修正をさせていただきました。続きまして第6条ですが、こちらは個人情報の条例が変わったことに伴いまして、このように変更させていただいております。続きまして第7条ですが、7条の第2項に赤字で記載させている頂いている部分を、追加させていただいております。対象者の属する世帯において複合的な課題を発見把握した場合には、包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い抱える課題の解きほぐしや整理を行うこと。センターだけで解決が難しい場合には、地域における各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことと、追加しております。

もともと第2条にもそういった相談に応じるということを書いてあるんですけども、来年度重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備を進めていこうと考えておりますので、より具体的に追加させていただいております。

続きまして第13条ですけれども、在宅医療介護連携推進事業については、国が定める地域包括支援センターが行うべき業務内容の中に定められているのですが、これまで運営方針への記載がありませんでしたので、新たに追加させていただきたいと思っております。

続きまして別表1についてですが、研修の名称が変わったことによるものです。

続いて別表2ですが、今まで、委託法人の代表者の方をお呼びして、法人代表者会議として委託仕様書や、運営体制についての協議をしておりましたが、今後、公募型プロポーザル方式での契約となりますので、公平性中立性の観点から、代表者会議を廃止したいと考えております。ただし、業務内容の変更や職員配置、運営上の課題や運営体制について検討する際は、管理者会議の中で協議したいと考えております。

以上6点について追加変更したいと考えておりますので、御意見のほどよろしくお願いたします。

板垣) 今事務局から説明ございましたが、はいどうぞ。

佐藤) もうそろそろ時間なので、この議題までかと思うんですけど、拝見して、私は最初の1ページ目の人と社会資源が世代や分野を超えてつながることで、というふうに変更されたいとのことなんですけど、資源という言葉がいるのかなと思っています。社会とつながるではいけないのかと。なぜ資源という言葉まで持っていかなければいけないのかと。社会資源とは、多分、コミュニティーであったり、お隣さん、保健所、あるいは地域包括も含めて様々な媒体ということになるんですけども、わざわざ資源と、特に、仕組みを持ち出さなくても、社会とつながりを持つということで事足りるように思うんですね。わざわざ資源というからには、どっか何か基幹的なものが、意図されるように、私は感じてしまったので、あえてここはざっくりと、社会とつながる。それはもう本当に、いつも言ってる、介護の人でもいいし、ケアマネさんでもいいし、その人だけつながってるでも全然いいと思うんですね。なのでそこだけ、見直しを御検討いただけないかということでございます。以上です。

板垣) 佐藤委員から御意見ありましたが。

事務局品川) ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。この文言が地域共生社会とはということで、国が出している厚労省の資料の中に、人と人、人と社会資源をつなぐというところの、文言がありましたのでその形で記載させていただいたんですけども今の話を聞くと資源だけではなく、確かに社会とつながっていうところに捉えてもいいのかなと感じておりますので、この後事務局の中でも調整をさせていただければなと思っております。

板垣) ぜひよろしくお願いたします。

佐藤) 厚生労働省もいろいろと、予算厳しい中やっтерと思うんですけども、逆に言う

いろいろな予算配分する中で、法令に沿って各事業に予算をつけるとなると、社会資源と言ったんだらうなと思いますが、そこはそこにのっとらないでも、もっとふわっとした形でも、いいのかなと思います。そのほうが包括の方たちも、やりやすいのかなと。基本方針のところなのでやっぱり、文言は、丁寧に皆さんに伝わるほうがいいかなと思った次第です。申し訳ないですすいません、御検討頂ければそれで結構です。

板垣) その他御意見ございますか。

山藤) 大和田訪問看護ステーションの山藤ですお世話になっております。資料の3ページ目の赤字の在宅医療介護連携推進業務っていうところなんですけど、まず在宅をやっている側からすると、八千代市在宅医療介護連携支援センターって、ちゃんと機能してるのかなと感じることがあります。なかなか的確な回答がなかったり、仕方がないことですが、他市の在宅医療介護連携支援センターでは、ある程度スタッフがいて、何を聞いても答えてくださる。

ご存じの方もいるかも知れませんが、囲い込み、要するに精神障害者向けのグループホームをつくって、そこに自社のステーションを入れて全部、法人内で完結させるところが数年前から八千代にもあります。実際、シェアハウスのなどこにも指定区分のない無認可のものの中に、訪問看護ステーションや訪問介護事業所を併設し、全部その中で完結させてしまうっていうようなものができています。ですから、医療と介護だけでなく、医療と障害福祉が両方算定できるのですね。例えば、1人の利用者の方に、3人同じ看護師が曜日を変えて関わって、どちらも算定できて、今回の報酬改定でも、是正されていません。それが利用者さんにとってよければいいのですが、看護師がいなくて、見きれないから家族に泊まってほしいとの話になったりしています。結局、空いているとって受けるけど、中のスタッフで見きれず、看護師24時間いるとっていても、オンコール体制になっています。そのような実態があるので、障害、看護、医療、介護が、総括的にみられる役割を八千代でつくってほしいなって思います。ここに相談すれば、八千代の全般的なことが分かるという。

八千代市在宅医療介護連携支援センターだとおそらく今お一人しかいない気がしますが、この機能と、重層的支援体制っていうのを、もう少しなんかいい感じでコラボしていただいたりとか。少し話がずれてしましますが、こういう支援センターみたいな機能をちゃんと使って、適正な経営がなされているとか、そういうのを見てくれる部署があるといいのかなと思います。個人的な意見になるかもしれませんが以上です。

板垣) ありがとうございます。現場からの声ということで、現状そういう要望もありますので、市のほうで何かありますか。

事務局関口) 貴重な御意見ありがとうございます。他市の在宅医療介護連携支援センターについては存じ上げておまして、やはり体制的にも八千代市とは比べものにならないような状況ですので、そういったところを目指していければいいかなと思います。今山藤委員のおっしゃったような、やっぱり障害、介護、医療というところが、今までは介護分野と

医療の連携ということで考えていたんですけども、そういったニーズがあるということがですね、今回、小川委員の話もありましたけども、今、分かりましたので、今後重層的支援体制整備事業の中で、どこまで目指せるかは何とも言えないんですけども、ただ、あるべき姿としては、そういったところを目指していきたいなと思いました。ありがとうございます。

佐藤) 今山藤先生のお話聞いて大変びっくりして、まだうちは介護も必要ないですし、私自身も高齢者に達していないので、そういう現実が同じ市内であるのかと。しかし、これ国全体としてあるんだと思います。グループホームの問題は私も耳にしています。

せっかく直営の地域包括を委託になさって、今の体制でいかれるっていうことであればやっぱり安心というか、市民にかわって、目を配って心を配って、体制整備をしていただきたいですし、せっかくの介護保険料だったりあるいは税金だったり、そういう形で、利用者にとって本当によければ全然問題ないと思うんですけどそうじゃない形で、問題になるとまた違う方向に行って、一生懸命やってる包括支援センターの方々が大変なるかなというふうに思います。個人では何もできないんですけど、私自身は、その辺を、現場の声として取り入れて、情報交換しながらやっていただけたらと思います。包括支援センターの皆様も、いろいろ大変だと思いますけど、ぜひ今後も、しっかりと事業をやっていただけたらと思います。

板垣) そのほか御意見ございますか。大分貴重な御意見頂いたと思いますので、皆さんの御意見、踏まえながら進めていただければと思いますので事務局のほうよろしく願いいたします。

それでは**協議事項 3、令和 5 年度地域包括支援センター運営評価**について、事務局からお願いします。

事務局石橋) 資料が協議事項 3 の地域包括支援センター業務実績と運営状況評価というホチキスどめの資料を御用意頂ければと思います。時間が押しておりますので主だったところを報告させていただきます。こちらの資料は各地域包括支援センターが業務実績と運営に対する自己評価として作成しております。

こちらの資料の順番に報告をさせていただき、そのあと委員からの御質問といたしまして、報告と質疑応答を含めて 1 センター当たり、5 分ぐらいかなと思うんですけども、市と各センターとで 7 回繰り返させていただきます。短い時間で申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

まず、市の総括として報告をさせていただきます。市の人口につきましては資料のほう御覧頂ければと思いますが、八千代市の人口ビジョンでも分かるように 2029 年まで人口は増加を続け、それをピークに減少に転じる予想がされております。2040 年の高齢化率は 32.2%、2060 年には 37.4%になると予想されております。

次の 2 ページ目、課の職員体制については省略いたします。

3 つ目の総合相談実績につきましてこちらは全センター 6 か所の合計値となります。月平

均で見ますと、令和4年度月平均、375件だったものが、令和5年度月平均11月末現在までの平均となりますが、平均が425件ということで50件ほど増えております。特に村上、大和田の延べ件数の増加が目立っております。

4つ目の権利擁護相談実績についてです。高齢者虐待の通報件数は昨年度と同程度ですが、後見に関する相談が増加しております。包括職員の権利擁護に関する知識向上がますます求められているところです。

次の包括的継続的ケアマネジメント支援業務実績になります。こちらはケアマネさんからの相談件数となりますが、年々減少傾向にあります。理由は分析ができていないんですけども、各ケアマネ事業所に主任ケアマネを配置することが義務化されましたことから、事業所や地域のケアマネ事業所のネットワークの中で問題が解決できている可能性が考えられます。市内の事業所に所属するケアマネさんを対象とした研修会を2回実施しております。業務の中で抱える課題を検討するために、ケアマネさんを対象としたアンケート調査を毎年実施しております。昨年度の結果は記載のとおりです。今年度の結果は資料には記載していませんが、128件の回答がありまして、4年度と比べて10件ほど増加をしております。今後、結果を分析して課題抽出に努めて、より効果的な研修企画などに反映していく予定です。

6点目の地域包括支援センターに対する後方支援ケースです。今年度から体制を新たに後方支援を行っておりますが4月から後方支援をしたケースの実数としては44件となります。具体的な内容として主なものは、虐待などにより居宅で過ごすことが困難となったときに、センターと連携して高齢者を保護するための措置を図ったり、センターが高齢者の支援を行う中で発見したひきこもりの事例に対して、医療機関につなぐ支援を行ったり、また、身寄りのない認知症高齢者に対して、後見制度につなぐための支援を行ったり、また他機関と連携するための会議を実施したといったものです。各センターごとに担当職員を配置しまして、日頃から市の担当者とセンターとの顔の見える関係づくりを図っております。また課としまして成年後見制度の市長申立て事務や、老人福祉法に基づく入所措置事務、困窮者自立支援法に基づく自立相談事務を所管しているため、緊急性の高い事例に対しても、可及的速やかに意思決定し必要な措置を行うよう努めております。

7点目の苦情です。すいません資料のほうの番号が記載ミスです。令和3年度に開催しました本協議会において、苦情として市に提出する基準が明確でないということへの御指摘がございました。特に認知症や精神疾患などにより、症状として幻覚妄想状態が出現している場合ですとか猜疑心が強くなっている場合など、苦情として受け取るのか、病状として受容するのかというので判断が分かれるところで、各センターからの申出に任されておりました。

今年度、法人変更もありまして改めて市に報告する基準というのを管理者会議のほうで検討いたしまして、対応者を変更した場合、市に連絡が入った場合に市に報告することとしました。その後、報告数に大きな変化はありませんでしたが苦情に至らないよう、丁寧な

センター運営を目指すとともに、苦情があった際には、その内容の深刻度にかかわらず、検証分析することを各センターで共有して実施しております。

まとめとなりますが、市の運営体制としては、後方支援の機能を充実させることができたのではないかと考えております。ただ、今後のさらなる高齢者人口の増加、担い手不足、さらに複合的な課題のある世帯、虐待など処遇困難なケースなど、センターや当課では、福祉ニーズの複雑化、複合化する事例に対応していくことが求められておりますので、さらなる地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の構築が重要となってくると考えております。センターの後方支援の機能、重層的支援体制整備事業の包括的な相談支援体制を構築して維持させていくには市の職員の知識や経験を蓄積すること、また継承させていくという体制も整えていくことが重要だと考えておりますので、そちらが課題かと思っております。今後の方針としては、センターも質の高い相談支援を行うには職員の人材の育成、地域の関係者関係団体との良好な関係を安定的に継続していくことが重要ですので、これまでの本協議会でも御意見を伺ってまいりましたが、来年度は公募型プロポーザル方式による事業者選定を行いまして、令和7年度から3年間の契約を行いたいと考えています。契約期間が3年間となることで業務の継続性が確保できると考えています。6年度の契約につきましては、6年度末までの契約期間のある八千代台包括を除く5か所については、今年度と同じ社会福祉法人及び医療法人社団に委託契約したいと考えております。市の運営体制について御意見をよろしくお願いたします。

板垣) はい、ありがとうございます。ただいま市のほうから説明がございましたけど、御意見等ございますでしょうか。

笠間) すいません。ちょっと時間がなくなっちゃって申し訳ないですけど、これからセンターの皆さんからお話あると思うんですけども、センターを回ってセンター長の皆さんのお話を伺うと、ケアマネ不足でその確保に相当苦勞されており、かなり深刻な状況のところが多いことが確認できます。市として、一体今までどんな支援や対策をとってこられてこれからどうされようとしているのか。それを踏まえて皆さんのお話聞きたいと思うのでぜひ、お話頂きたいと思えます。

事務局石橋) 先ほどの制度改正のところでもお話しさせていただいたとおり、現状はこちらでも把握しておりまして、まずはその、介護予防のほうに力を入れてまずは介護が必要になる期間をなるべく先延ばしにするということがまず重要だと考えております。今目の前にいる要支援認定を持っている方のサービスを使いたい方の、そのケアマネさんの不足ということに対しては、これをやったからといってすぐに解決するという解決方法があるわけではない、というのが現状なところとして、ケアマネさんの不足は全国的な八千代市に限ったことではない。先進市の事例など把握しながら、関係課と調整をしていくというところで考えています。

笠間) 状況はかなり深刻だし、ネットで見れば全国でいろんな取組されてる市町村がみられ、ここにいるメンバーも含めて、市がリードをしなからセンターの皆さんが働きやすい

環境をつくっていただきたいと願っています。もう一つ、常々疑問に思ってるのは、介護サービスを受けてる人の数が一向に減らないこと。一度介護サービスを受けちゃうともう一っとそのまま、どんどんどんどん新規が増えて、それが今の状況になってるようです。何でこれ減らせないのか現場に聞くと、例えば要支援の人で1割ぐらいはもう自立支援が終わって、本当は卒業なんだそう。ただ、利用者のほうも一度介護保険使いはじめちゃうと、もうサービス継続が当たり前と麻痺しちゃってる。卒業してもらいたいのに、保険料を払ってんだからと強く言われるとなかなか覆すのが難しい、しかも介護の認定もセンターの皆さんの話聞くと、特定の病院は認定が甘いとか、市の認定の相談員の方もついつい継続みたいな対応をされるケースが少なからずあるようで、その結果さっき言った1割ぐらの方は本当は現場の皆さんにしたらもう卒業してほしいのに更新が続く、医者や認定調査員から更新可と言われたら、なかなかセンターの皆さんの立場では反論できない。

そもそも適正な認定がなされる前提で、自立支援というだけじゃなくて卒業をどれぐらい目指すのか、1割卒業候補の方がいるんだったらせめてその半分ぐらいは卒業していただいたらどうかと思います。また何かあったらもちろん改めて申請いただければよい。

お年寄りなので確かに介護度が悪化する人もいれば、どうしても支援を継続せざるを得ない人もいるでしょうけど、さっきの卒業候補者1割いるという中で、例えば医師会の協力も得たり介護事業者さんとの連携もしながら、改善を目指してほしいです。介護を受ける側も、またサービス提供する側も介護保険があるから何か楽だっという感覚がありませんか、結果、こんなことしたらどんどん要介護者が増えていって、保険料が上がるばかりです。もう一度出の部分、卒業してもらいたい人について、連携しながら取り組んでその代わり、利用者の納得を得ながらほかのサービスを展開していくとか、そっちのほうに僕はケアマネを増やすより手っ取り早いと思っています。もう1回1件1件の利用者について本当に、本当に介護保険サービスが必要なのかという目で見直し、市全体、あと医師会とかの協力を得ながら進めていくことが、センターのケアマネ不足解消や業務削減につながると思っています。

板垣) 事務局何かございます。

事務局石橋) 笠間委員がおっしゃられるとおり一度要支援の認定を取ってデイサービスに行って、送迎つきで、そこで、一度経験するとなかなかやめられないっていう、利用者さんの現状はあるのかなと思うんですが、本来介護保険の制度の趣旨ですとか介護予防の意義というところについては私たちのほうで広報をさせていただいたり、まずは申請の窓口の案内の段階で、そういうことをできるといいのかなと思っています。今既に使っている人に、やめてくださいっていうわけではないのはなかなか難しい話かなとは思っているので、これから新たに認定を取られる方ですとかですね。あとは、住民の方の介護予防の意識の醸成といいますか、そういったことも必要かなと思っています。

介護保険サービス以外で、今既にある地域の資源で、課題だと思っていることが解決でき

る場合もあるので、地域包括支援センターには生活支援コーディネーターというものも配置しているんですけれども、介護保険を使う前に、地域の中でできることを、ある資源につなげたりですとか、老人クラブだとかサロンとかそういったもので、介護予防の取組を進めてもらうということもやっていき、今もやっているんですけれどもさらに推進していきたいなと思ってます。

先例市の事例ですと要支援の認定をとったり事業対象者となった方にすぐに介護保険のサービスを使わせるのではなく、総合事業の通所型短期集中予防サービスというものをやって、3か月でまず自分で自己管理できる力を身につけていただいて、介護保険を使わないように卒業してもらってというような、まずそれをやらないと介護保険サービスが使えないような制度の仕組みにしている自治体もあったり、いろんな自治体がありますので、参考にしながら、検討していきたいなと思っています。

八千代市のほうでも通所型の短期集中予防サービスは開始しているんですけれども、受入れの体制の状況などもあります。実際は、利用者数がなかなか伸びないというのが現状としてあります。

笠間) やはり既存のサービス受給者にメスを入れていかないと、なかなか新規だけでは改善が難しいと思います。

板垣) これから各センターからまた報告ございますので、次に、勝田台地域包括支援センターお願いします。

松田) はい、勝田台地域包括支援センターより資料の⑨から11の項目を中心に御報告をさせていただきます。

まずは令和5年度の重点項目と実施状況を含めた総括に係る部分の御説明となります。

一つ目ですが、介護予防重度化防止の取組を進めるために、地域ケア会議の活用を進めることを挙げています。

地域ケア会議のほうが支援センターの様々な業務で生かせる手段の一つでもあります、これまでセンターで開催する地域ケア会議は、特定の職員しか提案できるようなスキルがないという課題が実はございまして、どの職種でも、担当ケースだったり、総合相談において、地域ケア会議を開催したらいいんじゃないかなという活用ができるような視点が持てるようになるというなと考えまして、目標に上げました。また、地域づくりのためには、高齢者の課題に向き合っているケアマネさんともつながっていくことがとても重要なので、今年度取り組む中では、圏域の居宅介護支援事業所にも、招待参加者としてお誘いして、地域ケア会議のよさを理解してもらい働きかけも実施しております。

二つ目となります。圏域のほうの人口のほうの特徴にも出ておりますが、85歳以上の後期高齢者の伸びを鑑みて、専門的なケアが必要な方に行き届くように、多職種での連携ネットワークづくりのほうに取り組むということも挙げさせてもらいました。圏域では多職種連携研修会を開催して、本年度は、意思決定支援について意見交換をすることができました。ちなみに総括のほうで上げさせてもらってますが、今年度圏域で、オレンジカフェの

ほうを地域の事業所さんと一緒に共同で始めておりまして、認知症の方もそうでない方も集って専門職とつながれるような場にもなっております。まだ形として模索している最中なので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

三つ目の目標としまして、いずれ八千代市のほうでも開始予定の重層的支援体制整備事業を意識して、複合的な課題が存在するケースに対してセンターがチームとして取り組めるように、業務に当たっていこうということを挙げてあります。

今年度も、課題の整理やセンターでチームとして判断しているケースに対して、多くはないですが、早めに課題を整理をしたり、関係機関と会議を持っておくと、ある段階の局面で、とても支援がスムーズに動くという経験も、積むことができました。

今後の方針についてですが、複合的課題に対するセンターとしての取組は重ねていきたいと思っております。課題の整理などのソーシャルワークは職員も経験を積んでいくことでスキルアップも図れるのではないかと感じております。

また、最後、BCPのことを挙げさせてもらいます。ようやくセンターとして、まずは立ててみたという段階ではあります。先日の能登半島地震のこともありましたが、私たちが他人事ではないので、災害発生時なども、センターとして少しでも機能を果たせるように、シミュレーションを重ねて、日頃の業務と照らし合わせてきちんと見直しを図るようなことに取り組んでいきたいと思えます。

板垣) はい、ありがとうございます。ただいま、勝田台さんから報告ございましたけど何か御質問御意見ございますか。特によろしいですか。ありがとうございました。

小林) 阿蘇・睦地域包括支援センターのほうから報告させていただきます。

9番の重点目標から、今後の方針までまとめて御説明させていただきます。

まず重点目標ですが、後期高齢者人口の増加等もあります。認知症の方々の問題が増加しております。高齢者の取り巻く多様な課題に対して臨機応変な対応が求められるということの課題がありまして、それに対する目標として、多様な課題に対応できるよう、職員の質の向上を目指して、医療機関との連携や地域の支援体制の充実を図るという目標を立てました。

2番目に、医療機関の未受診の方も多く感じておりまして、急激な体調悪化に高齢者御本人や御家族が対応できていないということの課題があり、介護予防の関係事業、生活支援体制整備事業、認知症ケア向上事業等、連携した業務の取組を実施するために、第2層生活支援コーディネーター、介護予防の担当者、認知症地域支援推進員が連携し、地域の課題に対して支援体制の充実を図るということを上げさせていただいています。

3番目に、この中の外出自粛やサロンなどの休止によりフレイル状態の高齢者が増加し、生活機能や認知面の低下が懸念されるということで、通所型短期集中予防サービスへの参加促進や個別の地域ケア会議の開催を通じてセルフマネジメントを推進し、介護予防重度化防止に取り組むというふうにしています。

あとはこの昨今の地震など災害も起こっておりますので、BCPの作成見直しを行い災害や

感染症においても、センターの事業を継続的にそういった目標を立てています。

総括として、令和5年度は前年度より包括職員の入れ替わりがあったことから、第2層生活支援コーディネーター、介護予防担当者を中心に積極的に地域に出向き、顔の見える関係性づくりや地域活動の現状把握に努めてまいりました。それにより圏域内に点在する地域ごとのニーズに合わせて、介護予防教室や、講座のほうを展開しております。

また総合相談支援の中からも、コロナに引き続いて閉じこもりになっている高齢者や不活発な生活を送っていると思われるケースを選定しまして、通所型短期集中予防サービスの利用を促したり、介護予防重度化防止の地域ケア個別会議を開催し、高齢者自らが、介護予防に取り組めるように働きかけました。

今後の方針ですが、令和6年度は、主任介護支援専門員が2名体制となったことから、圏域内の介護支援専門員に対する勉強会の開催や後方支援、市の地域ケア会議、個別の地域ケア会議なども開催に注力しながら、前年度に引き続き、地域住民に対しても、介護予防自立支援を意識した取組が行われるように進めていきたいと思っております。

総合相談支援では、障害や疾患を抱えている家族、生活困窮など複数の課題があるケースが多く、長期にわたる支援が必要となっております。包括職員も、他分野を含む外部研修に積極的に参加して、知識の習得や相談技術の向上を図るとともに、福祉総合相談課を初めとした各関係機関との連携強化、民生委員や地域の方々とのネットワークの拡充を目指していきたいと思っております。報告としては以上です。

板垣) はい、ありがとうございます。御意見御質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

山田) 村上地域包括支援センターから御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

重点目標、総括、今後の方針のところを説明させていただきます。

重点目標に挙げました事務的業務の健全化ということで挙げています。内部的な話なんですけれども、先ほど、市からの報告もありましたように村上の相談件数が結構、上がってきてる部分がありまして、記録の整備ですとか、ケースの台帳の管理だとか、そういった部分にちょっと不安が見えたものですから、ケースの進捗確認をしっかりと徹底して行うことで、支援の手が行き届かないケースを発生することを防いだりだとか、相談記録が適切に整備されていることで、次の相談があったときに適切に対応できるようにというような形で取り組ませていただきまして、一部業務、見える化をしたりして取り組んだ結果、大幅に改善が見られておりまして、目標としては非常に効果があったのかなというふうに思っております。

もう一つの目標は、地域力を活用した支援体制の強化と地域活動の促進を図る取組の実施と挙げさせていただきました。令和5年度は、地域への発信力を努めて、介護予防、重度化防止、地域力を活用した高齢者支援体制の構築を図るということを目指して事業を展開いたしました。村上の朝市体操と言って週2回体操をやっているんですけども、ウォ

ーキングスタンプラリー、生活支援グループのバックアップだったり、秀明大学とコラボして行っているまちの保健室というものがあつたりするんですけれども、そういった活動を発展的に行っていく中、村上団地の商店街組合とも連携を今年度深めさせていただきまして、イベントの共催などにも取組、事業の目標に沿った事業が展開できたと考えております。ただ、一方で地域力とか支援体制というところを見ると、高齢者支援において軸となっている介護支援専門員さんへの働きかけというのがここ数年、停滞といいますか、働きかけが少ない部分があると感じるところがありまして、課題となっております。次年度には、その取組を強化していきたいなと思っております。

実際に相談を受けていても、複合的に課題を抱えている方、高齢者、障害者等が同居している世帯などが非常に増えていると感じる中では、他分野との連携というところも強化していくというところで、介護支援専門員さんへのまず働きかけを強化して地域ケア会議などを活用して、他分野との連携も深めていけたらと、来年度思っております。報告は以上となります。

板垣) ありがとうございます。御質問等御意見等ございますか。ありがとうございます。

助川) 八千代台地域包括支援センターの所長の助川と申します。よろしく申し上げます。八千代台の報告は17ページから見ていただきますと、八千代台の特徴は、やはり85歳以上の後期高齢者の人口が1番多い地区なんですね。今年度の9月末現在でも2090人という実数がすごく多い地区だということから始まっていきなさいと思います。17ページの3の総合相談の実績のところももう11月末で706件の総合相談が入っておりまして、非常に相談も増えている地区であります。八千代台の特徴は老夫婦世帯または高齢者の独居世帯が多いところで、独居の関係からやっぱり成年後見をつけなくちゃいけないような相談が増えているということで、5年度はもう、10件ぐらい成年後見の相談に入っております。次にで19ページまで飛んで頂いて、7番の業務委託、介護予防ケアマネジメントなんですけども、これが2611件ということで、6包括の中でトップなんですね。ここに書いてあるように、毎月約330件ぐらいの給付管理もこなさなくちゃいけないので、専門職だけでやって3日ぐらいずっとこれにかかりっきりになってくるというような実態があります。苦情は、本人と話してたけどサービス事業者に電話してるつもりで電話を忘れてしまって苦情が入りました。すいません。次の苦情は、これが先ほどから言われております。前包括からの引継ぎが悪かったケースで、本当にかんりの数の引継ぎをしなくちゃいけなかったんで、このケースがどうも漏れていたということでそれが発覚して、もう、すぐに修正をかけましておわびに行きまして、今対応してるところであります。

9番の重点目標といたしまして、これは八千代台包括を知っていただく周知の部分とそれから認知症高齢者の居場所づくり、やっぱり居場所がなければ、どこに行くかって家の中で閉じ籠もるかまたは徘徊とかになってしまうような可能性が高いので、いろいろな会議に参加して八千代台包括を知っていただくとともに、いろんなどころの居場所をですね、立ち上げ支援をしています。オレンジカフェだとか、サロンの立ち上げ支援をしているとい

うのが、今八千代台で非常に頑張ってやっけてるところです。

総括といたしまして、後期高齢者が1番多い地区なのでやはりどうしても新規相談件数がどんどん上がってきて、それが総合相談で終わらないでやはりもうどんどんサービスを提供しなくちゃいけないような、生活状況の方が多いいということなんですね。援助困難事例の相談が多くて、他機関とのカンファレンスを実施したり、多職種共同でやらずにやらないケースがやはり非常に目立ってきているというところなんです。

そして、なおかつ、包括全部同じだと思いますけども、介護支援専門員不足がありまして、もう八千代市だけではなく、近隣の船橋、習志野、千葉、四街道、佐倉まで、どこかでお願いできたときにはその次のケースをお願いするような形で、介護支援専門員さんを一生懸命探してお願いしている状況であります。

今後の方針なんですけども、やはり、先ほどからあったような重層的支援が必要な世帯がやはり非常に多いので、他機関共同でいろんな機関との協働が必要になってくるので、私たち自身も、職務に関する技術や知識を高めて切れ目のない支援を他機関と、そして地域の方々と構築していきたいというふうに思っています。次年度は介護支援専門員の不足によってサービスにつながらない事例が、これはもう出ないようにと介護難民と言われる方々が出ないようにと一生懸命頑張っていきたいと思っております。

地域ケア会議や生活支援体制の協議体を開催して、地域の社会資源開発の企画立案をして、居場所づくりは絶対に頑張ってやっていきたいというふうに思っています。以上です。

板垣) ありがとうございます。何かございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

関根) 高津・緑が丘地域包括支援センターの関根です。よろしくお願いたします。

⑨⑩⑪を中心にお話しさせていただければと思います。重点目標なんですけれども、重点地区としまして、緑が丘及び緑が丘西地区を挙げさせていただきました。理由が二つありまして、一つが、緑が丘に西地区が新興住宅地で、新しい世帯がどんどん増えていること。二つ目が、こちら、いきいき健康マップなんですけれども、こちらの集まりの場が高津高津団地、緑が丘までしかなく、緑が丘西地区になかなか集まる場所が今見当たらない状況でして、その開拓もしたいということで、二つ重点地区に挙げさせていただきました。緑が丘西地区でも、高齢の方を支える仕組みづくり、地域から孤立しないような取組が必要だと思って感じて動いておりますが、若い世帯が多いので、窓口やキーパーソンになる方が、息子さん、お嫁さん、娘さんが多く、認知度も低く、どのような業務を行っているかという説明から入るので、引き続き顔の見える関係づくりが常に求められているのが現状です。

総括としまして、高津緑が丘圏域は二極化しておりまして、今お話しした緑が丘西地区は比較的若い世帯が多い反面、高津・高津団地はかなり高齢化が進んでおり、独居の方、認知症の方、老老世帯の方の相談がかなり多く、同じ地区でも本当に大きな開きがあると職

員も認識しております。総合相談の全体の割合なんですけれども、7割8割ぐらいが高津団地、高津からの相談が多く寄せられております。お話も出てるんですけれども、特に高津高津団地に関しては介護認定を受ける方もすごい多くですね。ケアマネジャーさんの調整がとても難しく、私たちセンターの受持ちも超えている状況でして、要介護、要支援の方も含め、サービスに直接つなげられないことが大きな課題となっております。

今後の方針なんですけれども、圏域の人口が約5万2000人、65歳以上の方も1万1000人弱いらっしやいまして、センターの職員と限られた人数で対応させていただくんですが、もう日々、相談業務等で追われてしまっているのが現状です。

職員間の情報共有はもちろんなんですけど、なかなかやっぱり少ない人数でやっているの、行政ですとか、あと各事業所さん、関係機関さんとも協力とか連携を図りながら、必要に応じながらのケース会議等も進めながら、地域の方を支える仕組みづくりを今後も、つくっていければと思っております。以上です。

板垣) ありがとうございます。御意見御質問はございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

安達) 地域包括支援センターの安達です。御報告をさせていただきますよろしくお願いたします。

当センターは今年度、八千代市では初めて医療法人が受託を受けまして、恵仁会で運営をさせていただきました。先ほど福祉総合相談課からお話がありましたように、職員のほとんどが包括支援センター未経験、包括開設に向けて職員の募集をしましたので、法人理念ですとか、包括の運営に対する基礎的なところから、市の支援をもとに事業を展開させていただきました。

初年度の取組として、今回報告をさせていただきたいと思えます。

主に9番の重点目標のほうのところから報告をさせていただきたいと思えます。

高齢者の総合相談窓口としてこれまで市直営で運営をされてきておりましたので、まずはこの事業をしっかりと継承して、職員の専門性の向上ですとか、資質の向上というところをもって地域で暮らす高齢者を支えていくというところをまず重点目標にするということ踏まえ、まずは総合相談というところを重点項目を挙げて、相談一つ一つ適切に対応していくというところを重点目標とさせていただきました。

市からの後方支援もそうなんですけど、研修会への積極的な参加ですとか、あるいは課内でも定期的な勉強会を開きまして、そのような体制はしっかりととれるように、対応させていただくように努めました。

先ほどお話がありましたように大和田圏域につきましても総合相談の件数がかなり伸びております状況で、なかなか業務が煩雑になりがちな状況のところではございましたけれども、職員のほうで協力をし合いながら、一つ一つの対応にしっかり対応させていただきました実績のほうにもそれが反映されたのではないかとこのように考えております。

総括としましては、業務委託を受託しまして、約1年が経過したわけではございますけれ

ども、まずはやはり地域づくりとといいますか顔の見える関係づくりというところを特に配慮いたしまして、地域の方々とか顔の見える連携づくりをしたいというところから開始となりましたので、まずは地域で行われているイベントですとか、各団体の活動、そういったものになるべく地域包括支援センターのスタッフのほうが参加をしまして、まず、お知り合いになるところから、始めさせていただきました。

その結果、地域の関係団体、長寿会の方ですとか、社会福祉協議会地区支会の福祉委員の方々、それから自治会、そういった各種団体の方々とも顔の見える連携というところについては、ある程度顔見知りになるといいますか、良好な、1年目には関係性を期することができたのではないかとこのように考えております。

また、今回、医療法人が運営をしておりますので、法人職員として専門職を講師として招きまして、介護予防教室を開催したりですとか、アルツハイマーデーでは医師や音楽療法士を派遣するなど、医療の専門職種の方も派遣をいたしまして、医療法人としてつくれる、体制づくりというところにも、頑張ってお運営をしております。

今後の方針としましては圏域内、今大和田圏域につきましては高齢化率は市よりも若干平均的な20%台というところではございますけれども、5年後10年後を見ますとやはり高齢化が進んでいくことが予測されておりますので、まず、3点ちょっと上げさせていただいたんですけれども、まずは職員の資質向上というところについては、先ほど冒頭でも申し上げたように、研修会ですとか、勉強会ですとか、そういったところをできるだけ参加をしまして、まず総合相談のほうに柔軟に対応できるような、職員体制を築いていきたいなというふうに考えております。

また、来年度市がまた新たに介護保険事業計画ですとか八千代市地域福祉計画のほうの策定をされますので、また運営方針に基づきまして、各種関連団体と共同して、地域ごとの問題の掘り起こしに取り組む、包括でできることですね、認知症のサポーター養成講座ですとか、担い手作りの養成講座を関連づけて積極的に行いたいと考えております。

最後に、介護予防普及啓発については、今までは福祉センターとか一つのエリアで開催をしてたんですけれども、各支会とも協力をしながら、こちらから出向きまして出前講座のような形で、定期的な開催をしたりですとか、生活支援コーディネーターによる社会資源のマッチング、それから、介護の皆様がなるべくその介護の予防に努めていけるようなセルフマネジメントノートの活用ですとか進めていきながら、なるべく要支援要介護状態にならないような活動をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

板垣) ありがとうございます。何か御質問御意見ございますか。ありがとうございます。以上をもちまして全てのセンターの報告が終わりました。全体を通じて何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

中村) すいません時間が過ぎてるとこでちょっと三つあるんですけれども、一つが、最近、包括支援センターが超多忙なことはもう重々承知なんですけれども、利用者さんのほうから、ちょっとその包括がいっぱいだから、自分で、事業所を探してっていうふうに説

明を受けるっていうことがあって、そういうふうにするしかないのかなって思ったんですけど、それを受けたその事業所の方から、それはおかしいんじゃないかっていう御意見も頂いていて、実際のところはどうなんですかね。いっぱいだから探してっていうのはありなのか。それは皆さんが、最後まで頑張ってもらわなければならないのか、ちょっとそこを教えていただけたらなと。

もう一つは質問で、いろんな今事業、こんなことやりましたっておっしゃってくださってるんですけどそれって、何か我々がホームページとかで事前に知って患者さんにお伝えできる可能性があるのかっていうか、多分皆さんの、支援センターにはいろいろ張り紙出てると思うんですけど、そこ以外でそれを知るすべがあったら教えていただきたい。

最後はちょっとお願いなんですけど、先ほど質問したときに、ちょっと答えが難しいって言うの出たと思うんですけど困って相談するんですけど、それは無理ですね、みたいに結構返されちゃうことがあって、それを市に聞いたら解決できたりとかっていうことがあって、包括さんで本当は関わってる方だったら一緒に解決したいんだけど割と、無理って言われちゃうことが、何回かあったので。多分そのセンターの職員の中には知ってる人がいるんですよきっと。でもその電話を受けた方がほかの方に相談しないと、それはできないと思いますみたいな感じで終わっちゃうことがあって、それを多分私が何回か経験してるってことは市民にも同じなのかなと思うんで、中で共有がもっとできるといいのかなって言う、最後お願いします。すいません。以上です。

板垣) 今の御質問については、各センター事務局どうですか。

事務局石橋) まず1点目のケアマネを、御本人さん御家族さんのほうに探してって言われることがあるのかって言う質問に対してなんですけれども、実際は相手の方によってはそういう対応をすることもあります。原則として利用者さんとケアマネさんの契約に基づいて支援を行うものになるので、ケアマネさんを探すことを、可能な限り御家族、御本人にお願いするという事は以前より増えているかなと思います。

必要に応じてもちろん一緒に探すということもしますし、定員にあきがありそうな事業所さんの情報があつた場合には、そういった情報提供を行うとかということもあります。

先ほどからも申し上げているとおり、センターだけでケアマネさんを探しても見つからなくて1日の業務がケアマネさんを探すことで終わってしまうっていうようなこともありまして、そうですね、ケアマネさんを探す業務以外にも、深刻な課題を抱えるケースの支援ですとか虐待の対応など、優先度が高い業務もありますので、そういったところに人員を割いる中で御家族御本人さんに探してもらうことが増えてるっていう現状があるかと思えます。ただ、一緒に探すということももちろんしてます。

中村) なるほど。仕方がないと思うって言うか。ちょっとお話を伺ったケアマネさんは要支援の方だったんだけど、その独居の方だったりしてそもそも自分で難しいんじゃないかって多分思われて、それを包括の方にリストだけ渡されたって言うことでちょっとどうなのっていうのが、耳にしたんですけどでも今のこの状態だと、それは仕方がないんじゃない

かというところで、今の話は基本的には要介護の方はケアマネさんをセンターが担うっていうところではないので要介護の方については、今の対応もあると思います。

事務局石橋) 支援の方についてのケアマネは基本的には包括が担う、あるいは一部委託をするということになるので、包括の職員のほうで対応するなり探すなりっていうことが基本になります。

中村) ごめんなさい先ほどの話は支援の方です。支援の方は探してくれてなかったらそれは、探してくださいって包括さんにもう1回言っていってことですね、あとは一緒に探す。

事務局石橋) はい。次に、ホームページとかでセンターがやってることを見れるのかというお話なんですけれども、介護予防教室とか市民の方が申込みをして参加されるような講座については市のホームページで、募集、広報して行っています。センターのホームページとしては、各法人さんのほうで、法人のホームページの中に包括のホームページがありますので、そこに任されているような状況があります。

中村) 今伺いながらちょっと各センターのホームページ見てたんですけど多分なんかその居場所とか、そういう皆さんが頑張ってるってやっってることは載ってないですよ今。だからそれを、何か考えたいですね。

中山) すいません、ここで質問していいのかわかりませんがちょっと失礼なんですけど、今、6つの地域包括支援センターの方の御意見をお伺いして、給付管理が大変で飽和状態であるとか、事務の業務の健全化を図る云々とかあって、高齢者人口も増えてきて、失礼なんですけど、地域包括支援センターを増設するとか、何かもうちょっと違う6か所じゃなくて、もうちょっと増やして、もうちょっと健全な業務、ごめんなさい言い方がちょっとあれなんですけど、一生懸命やってらっしゃるのはとてもは住んで分かります。

いろんな事業であるとか、村上団地において、ウォーキングとかやってらっしゃるんですけど、やっぱり、どっかにしわ寄せが来てるんじゃないかなって見てるので、ここで私が言うのは変なんですけど、地域包括支援センターを増設とかっていうお考えは、失礼ですけど今のところは、ないんでしょうか。

ごめんなさいなんか。そういうことを聞いて失礼なのかも分からないんですけど。

事務局石橋) 御意見ありがとうございます。地域包括支援センターの設置数については、介護保険事業計画のほうで計画のほうに載せておまして、先ほど部長の挨拶にもありましたとおり、今年度3月末に第9期の介護保険事業計画が策定されますので、令和6・7・8年度の3か年の計画がつくられるところなんですけれども、その3年間においては、日常生活圏域の変更ですとか、地域包括支援センターの設置の数については、現状維持の予定です。

その経緯としましては私たちも、日常生活圏域を変えるということは余り想定はしてなくて、市のほかの計画との関係もありますので、日常生活圏域は維持しつつ、ただその圏域内の設置数、ということについては考えていきたいと思っています。3年間の間に次の

10期介護保険事業計画に掲載する設置数を今から検討してまいります。

板垣) 中山委員，よろしいですか。その他御意見ございませんか。

事務局関口) 先ほどの中村委員の際，3番目の質問に回答させていただきたいと思うんですけども，困って相談しても，地域包括支援センターのほうで明確な回答してくれないということがあるということで，大変申し訳なくございます。

そういったことがないようにするために福祉総合相談課のほうに，地域包括支援センターを担当する職員を配置しておりますので，本来であれば，センター内で解決するかもしくは，そこで解決できなければ，福祉総合相談課のほうに御相談頂く，もしくはもう，担当者の方が直接，福祉総合相談課のほうに御相談頂くことも可能でございますので，今後につきましては，地域包括支援センターの連携というのを今まで以上に強化してですね，相談対応をさせていただければと思います。以上です。

板垣) これよろしいですか。皆さん今日本当に現場でね，本当に直面してる問題，お話ししていただきましたんで，これを踏まえて，市，事務局のほうもやっていただければと思います。また，その他御意見ございますか。

なければ，令和6年度からの委託先は，これは事務局，現状，先ほどの話ですと現状のまま進めていただくということでよろしいですね。

それじゃ全ての議題をこれで終了となりますが，事務局から何か。

事務局石橋) その他になるんですけども，今年度の運営協議会のほうはこれで終了となります。来年度，先ほど申し上げたとおり，公募型のプロポーザルの実施を予定しておりますので，それに伴いまして業者選定委員会の設置を予定しております。

業者選定委員会の委員として本協議会の委員さんの中から2名御協力をお願いしたと考えておりまして，会長と相談させていただいて，事務局より改めてお声掛けをしたいと思いますが，よろしいでしょうか。

板垣) どうでしょう。よろしいでしょうか。（全員頷く）はい，ありがとうございます。

それでは全ての議事は終了ということになります。

事務局から連絡事項，ほかにごございますか。

事務局石橋) あと皆様の委員の任期ですね今年の6月末となっておりますので，御案内いたします。本日の議事録の作成と決定につきましては会長と事務局に一任頂ければと思います。会議録は事務局のほうで作成しまして会長の決裁後に公表することとなりますので，どうぞよろしく願いいたします。長時間にわたり御協力を賜り，ありがとうございました。こちらをもちまして，本日の八千代市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。